●大学独自の奨学金

東京学芸大学学生奨学金「学芸むさしの奨学金」概要

本学に在学する学生（教育学部、大学院教育学研究科又は特別支援教育特別専攻科に在学する学生）の勉学意欲の向上や有意義な学生生活を援助することを目的として、東京学芸大学学生奨学金制度が設けられました。平成１９年度より実施しています。

Ⅰ．学資支援奨学金

対　象‥‥授業料免除申請者の中で、「東京学芸大学授業料等免除学生選考基準」を満たしている者のうち、当該学期の授業料免除を受けられなかった者

※学部学生は私費外国人留学生及び**平成３１年度までに入学した日本人学生**とします。

※学力基準や標準修業年限超過に関する基準は、授業料免除よりも学資支援奨学金の方が若干低く（緩く）なっています。

給付額‥‥返還を要しない「給付」型です。

手続き‥‥上記対象者は、自動的に選考の対象となります。

(1) 教育学部に在学する学生　１０万円
(2) 特別支援教育特別専攻科に在学する学生　５万円
(3) 大学院教育学研究科に在学する学生　１０万円
(4) 大学院教育学研究科に在学する学生（長期履修を認められた者）５万円
※ただし、(3) に該当する者と同額の授業料（追徴金を除く）を納入する場合は１０万円

採　用‥‥春学期・秋学期それぞれの学期ごとに採用を決定します。
（採用者数は当該年度の予算範囲内となります。）

提出書類‥採用者に「奨学金申請書（本学所定用紙）」を送付しますのでご提出ください。

結果通知‥春学期：８月上旬頃予定　　秋学期：１２月上旬頃予定
採用者にのみ直接通知します。

Ⅱ．緊急支援奨学金

対　象‥‥父母若しくはこれに代わって家計を支えている者（家計支持者）の死亡、重病、重大な事故、破産、倒産、解雇等により家計が急変し、又は災害救助法、天災融資法等の適用を受ける地震・火災・風水害等の被害若しくはこれらの災害に準ずる程度の被害により家計が急変し、修学が困難になった者

給付額‥‥３０万円又は１５万円　（返還を要しない「給付」型です。）
世帯の総所得金額により給付額が分かれます。

手続き‥‥家計急変等の事実があり、申請があった都度受付けます。
家計の急変の対象期間は、事由が発生した月から１２ヶ月を超えないものとします。ただし，主たる家計支持者の死亡の場合は、６ヶ月とします。

採　用‥‥その都度採用を決定します。
（なお、採用者数は当該年度の予算範囲内となります。）

※採用は１事由につき１度限りですので、継続的な支援制度として、授業料免除制度や日本学生支援機構奨学金も利用するようにしてください。

提出書類‥奨学金申請書（本学所定用紙）に家計の急変又は地震・火災・風水害等の被害を証明する書類、所得証明書（市区町村所定の様式）及びその他の必要書類を提出

結果通知‥申請から約１ヶ月後を目途に本人に通知します。
問い合わせ先：学生課学生支援係（Ｓ棟２階学生課　４番窓口）
ＴＥＬ：０４２－３２９－７１８７